

令和 7 年度五戸町医師修学資金貸付事業の修学生募集について

次の要領で令和 7 年度の五戸町医師修学資金貸付事業の修学生を募集します。

令和 6 年 1 2 月 1 日

五戸町長 若 宮 佳 一

1. 制度の概要等

(1) 事業の目的

五戸町における地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図るため、将来、五戸町が開設する病院（以下「総合病院」という。）において、医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金（修学資金）を貸付けるものです。

(2) 対象者

学校教育法による大学の医学を履修する課程に在学し、又は入学が決定している者。かつ、将来、総合病院に医師として勤務しようとする者で、他の修学資金その他これに類する資金の貸付けを受けておらず、かつ、引き続き受ける見込みのない者。

(3) 貸付金額

月額 20 万円以内

* 大学院（修士課程・博士課程）は、貸与の対象外です。

(4) 貸付期間

在学する大学の正規の修業期間内で、72 ヶ月を限度とします。

(5) 償還の免除

- ① 総合病院に医師として常時勤務した場合、当該勤務した期間（当該期間中の休職、停職又は育児休業の期間を除く）が 6 月以上であり、かつ、修学資金の貸付けを受けた期間の 2 分の 1 に達したときは、修学資金の返還債務の全部を免除します。
- ② 総合病院に医師として勤務したあと、①の期間を在職せず退職した場合、当該勤務期間を修学資金の貸付けを受けた期間で除した数値に貸付けを受けた修学資金の額を乗じた額の修学資金の返還債務を免除します。

(6) 修学資金の返還

- ① 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して6月を経過した日の属する日から、修学資金の貸付けを受けた期間の2分の1に相当する期間内に、返還するものとします。
 - 1) 契約を解除されたとき。
 - 2) 死亡したとき。
 - 3) 大学を卒業したあと2年以内に医師とならなかったとき。
 - 4) 総合病院に医師として勤務できなくなったとき。
- ② 返還の方法は、月賦の均等払いによるものとしますが、繰上返還もできます。

(7) 修学資金の返還債務の猶予

- ① 次の各号のいずれかに該当する場合には、該当している期間に限り、その返還債務の履行を猶予します。
 - 1) 総合病院に医師として常時勤務しているとき。
 - 2) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の臨床研修を行っているとき。
 - 3) 学校教育法による大学院の医学に関する修士課程又は博士課程（これらに相当する教育を行う課程を含む。）に在学しているとき。
 - 4) その他特別の事情により他病院に勤務しているとき。ただし、その場合の期間は、医師免許取得後12年以内とする。

(8) 修学資金の貸付方法

修学資金は、本人名義の指定銀行口座に振り込みとなります。ただし、振込通知はいたしませんので、各自入金を確認してください。

*振込日 毎月21日（土・日・祝日の場合はその前日）

2. 応募の方法等

(1) 申請方法

必要事項を記入した申請書及び添付書類を五戸総合病院管理班へ提出してください。

申請書等は、五戸総合病院管理班にあります。また、五戸総合病院ホームページからもダウンロードできます。

(2) 申請受付期間

① 令和7年4月から貸付けを希望する場合

令和7年1月6日から令和7年2月28日まで（土曜日、日曜日、祝日は除く。）

に申請してください。

② 令和7年5月以降に貸付けを希望する場合

令和7年3月3日以降、随時、受け付けします。(土曜日、日曜日、祝日は除く。)

(3) 必要な書類

① 医師修学資金貸付申請書(様式第1号)

*申請には、連帯保証人2名(うち1名は、青森県内に住所を有する方)が必要となります。ただし、貸付けを受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人とします。

・連帯保証人・・・独立して生計を営む成年者で、修学資金の返還義務を負うことができる程度の資力を有する人

・法定代理人・・・親権者

② 在学証明書

*大学入学前の方は、大学の合格通知書の写しと入学許可書に類する書類の写し。
なお、大学入学後(4月)に在学証明書を提出。

③ 成績証明書

*大学在学中の場合は、前年度学年のもの。

*大学入学前の場合は、卒業した高等学校のもの(開封無効)。

④ 誓約書(様式第2号)

⑤ 連帯保証人の印鑑登録証明

⑥ 連帯保証人の前年の収入がわかる書類【所得証明書(課税証明書)と納税証明書】

*税金の滞納がある方は、連帯保証人になることはできません。

3. 修学資金貸付の決定

貸付の決定については、申請書等の書類、学業の成績等を基に選考・決定します。

4. 貸付の決定通知

① 令和7年4月から貸付けを希望する場合

令和7年3月末日まで本人に決定又は不承認の通知をします。

② 令和7年5月以降に貸付けを希望する場合

随時、本人に決定又は不承認の通知をします。

5. 契約の締結

貸付けが決定となり修学資金の貸付けを行う場合には、五戸町と申請者本人、連帯保証人（2名）との間で、貸付契約を締結することになります。（様式第4号）

6. 修学生の遵守事項

- ① 貸付後、毎年4月30日までに前学年度末における学業成績を証する書類を提出してください。
- ② 停学、休学、退学及び住所変更等が生じた場合は、速やかに報告してください。
- ③ 事情により連帯保証人を変更する場合は、承認を受けなければなりません。

7. 修学資金の貸付の中止

停学処分や休学となった場合には、その期間の修学金の貸付けは行いません。

8. 問い合わせ・申込先

国民健康保険五戸総合病院 管理班

〒039-1517 青森県三戸郡五戸町字沢向17番地3

TEL 0178 (61) 1200 内線330